

清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

令和5年3月

北九州市上下水道局

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の募集に応募される方は、
募集要項をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

目 次

	ページ
1 対象物件 -----	2
2 応募資格要件 -----	2
3 自動販売機の設置条件等 -----	3
4 参加申込手続 -----	5
5 質問書に対する回答について -----	6
6 入札書の提出及び審査 -----	6
7 審査結果について -----	8
8 賃貸借契約の手続 -----	8
9 設置予定事業者の決定の取消 -----	8
10 その他 -----	9

様式

参加申込書（裏面応募資格要件）・役員名簿・質問書・入札書・委任状

清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

清涼飲料水等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上お申し込みください。

1 対象物件

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所		台数	最低貸付料（月額）
1	小倉南区 八幡町35番1号	東部工事事務所 1階ロビー	屋内	1台	960円
2	八幡西区 竹末一丁目1番46号	西部工事事務所 1階ロビー	屋内	1台	960円

※ 設置場所の確認に行かれる場合は、事前に資産活用係（佐田）までご連絡ください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は市内に居住する個人に限り応募することができます。

- (1) 個人の場合は、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 法人等の場合は、北九州市内に本店又は支店・営業所があること。
- (3) 清涼飲料水等自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (5) 国税及び北九州市税の未納がないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 北九州市が実施した自動販売機設置事業者の募集において、事業者決定後に使用許可後若しくは賃貸借契約後、正当な理由なく辞退し、又は使用許可を取り消され若しくは賃貸借契約を解除され、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 貸付期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

(当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できます。)

※更新しない場合は、12月末までに必ずご連絡ください。

(2) 貸付料等

ア 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、賃貸借契約を締結します。

イ 貸付料

本市が設定する最低貸付料以上で入札のあった最高の価格をもって貸付料（月額）とします。最高の入札価格に、貸付期間の月数を乗じた金額を貸付料総額とします。

貸付料は、別途発行する納入通知書により、指定期日までに全額納入してください。

自己の責めに帰すべき事由による契約解除については、契約期間中の貸付料は返還しません。また、契約残期間の貸付料相当額が未納であるときは、これを納付していただきます。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費については基本料金及び使用量に応じた金額とし、設置事業者の負担とします。

(3) 設置及び使用上の制限

ア 賃貸借契約を遵守し、貸付料を確実に納付すること。

イ 2-(4)にかかる許認可等は、賃貸借契約期間中継続的に効力を有すること。

ウ 自動販売機の大きさは、回収ボックスも含め1㎡以内とし、募集物件の指定範囲内に設置できるものとする。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

オ 設置する自動販売機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を必ず明記すること。

カ 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

キ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行うこと。

ク 販売品目は、清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料とすること。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

ケ 酒類・タバコの販売は行わないこと。

(4) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売切れ商品がないよう努めること。

イ バリエティに富んだ商品を販売するよう努め、複数の自動販売機を設置することとなった場合は、特に、商品の重複等を考慮すること。

ウ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。自動販売機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収・処分すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。

オ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

カ 契約終了に伴い設置事業者が変更となる場合は、利用者の迷惑とならないように引継ぎに協力すること。

(5) 損害賠償

ア 設置事業者は、使用にあたり上下水道局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない

イ 漏水工事、各施設内で行う維持管理等に関する工事及び作業、事業所改造工事により設置事業者が損害が生じた場合、上下水道局は一切の補償をしないものとします。(工事・作業内容によっては、自動販売機を一時撤去・移設していただく場合もありますが、この場合においても上下水道局は一切の補償をしないものとします。)

ウ 設置場所において設備停止を伴うような事故が発生し、自動販売機の販売を一時停止しなければならなくなった場合、上下水道局は一切の補償をしないものとする。

4 参加申込手続

- (1) 募集要項の配布
令和5年3月10日(金)～令和5年3月17日(金)
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
なお、土曜日、日曜日、祝日は配布を行いません。
- (2) 申込受付及び質問書受付期間
令和5年3月10日(金)～令和5年3月17日(金)
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
- (3) 申込受付場所
北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局広域事業課資産活用係
- (4) 申込に必要な書類
- ア 参加申込書(本市所定様式)
 - イ 法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し及び役員名簿(国、他の地方公共団体その他公共団体又は有資格業者名簿に掲載されている市の指名業者である場合は、省略できる。)個人の場合は住民票記載事項証明書の写し又は登録原票記載事項証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
 - ウ 国税及び北九州市税の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書(その3)に限る。
 - エ 事業概要
 - 〈法人〉
 - (ア) 会社概要パンフ
 - (イ) 直近の貸借対照表、損益計算書
 - 〈個人〉
 - (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
 - (イ) 令和3年分の所得税確定申告書の写し
 - オ 2-(4)にかかると許認可等の免許証の写し
 - カ 質問書(質問がある場合)
- (5) 申込の手続き
受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

(6) 注意事項

提出した一切の書類の書き換え、引き替えをすることができません。又提出された書類に不足不備が判明した場合でも市から補正・修正等の必要性を連絡することはありません。各応募者で十分確認して下さい。

5 質問書に対する回答について

(1) 質問書への回答

令和5年3月17日（金）までに入札参加者全員に回答をいたします。

6 入札書の提出及び審査

(1) 入札書の提出及び審査の日時

令和5年3月22日（水）10時00分

(2) 入札書の提出及び審査の場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎 西棟 地下2階 第1入札室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

ア 入札書（本市所定様式）

イ 委任状（代理人により応募しようとする場合） ※入札物件ごとに必要

ウ 印鑑

(4) 入札書

ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という）は、入札時限を過ぎると、いかなる理由があっても入札はできません。

イ 入札会場へは、入札参加者でなければ入場できません。

ウ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を提出してください。

エ 入札は所定の入札書を使用します（あらかじめお渡しします。当日必ずご持参ください。）。

オ 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

カ 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

キ 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

ク 入札参加者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札金額の表示

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を表示してください。

(6) 入札書の書換え等の禁止

参加資格者は、指定の箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 入札審査

ア 入札審査は、入札書の投函締め切り後直ちに参加資格者立会いの下で行います。

イ 参加資格者が入札審査に立ち会わないときは、当該金額審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 入札審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

※ なお、入札審査の当日出席しなかった者、又は入札書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低貸付料を下回る価格によるもの

イ 参加資格のない者が入札したもの、又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が入札したもの

ウ 指定の日時まで提出しなかったもの

エ 参加資格者の記名押印がないもの

オ 本市が交付した入札書を用いずに提出したもの

カ 同一金額入札審査について、参加資格者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部のもの

キ 同一金額入札審査について、参加資格者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その双方のもの

ク 同一金額入札審査について、他の参加資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときは、その全部のもの

ケ 入札価格又は参加資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの

コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの

シ その他、入札に関する条件に違反したもの

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、上下水道局が設定する最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。

なお、決定した設置予定事業者には、入札終了後、引き続き賃貸借契約手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の入札書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(11) 当該参加資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、上下水道局が指定した者（入札審査事務に関係のない職員）が参加資格者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(12) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、事業者名及び金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を入札審査に立ち会った参加資格者に公表します。

(13) 入札審査の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札審査を中止、又は入札審査期日を延期することがあります。

7 審査結果について

審査結果については、設置予定事業者名及び決定金額を、北九州市財政局財産活用推進課ホームページに掲載します。

8 賃貸借契約の手続

賃貸借契約の手続は、令和5年3月27日（月）までに行います。

なお、賃貸借契約は参加申込書に記載された名義で行います。

9 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに賃貸借契約の手続に応じなかった場合
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合及び応募者の資格が無いこと

が後に判明した場合

- (3) その他、設置予定事業者が本件賃貸借契約の相手方として不相当と認められる場合

10 その他

賃貸借契約の手続に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先

北九州市上下水道局広域事業課資産活用係

北九州市小倉北区大手町1番1号

担当：佐田・今吉 Tel (093) 582-3141